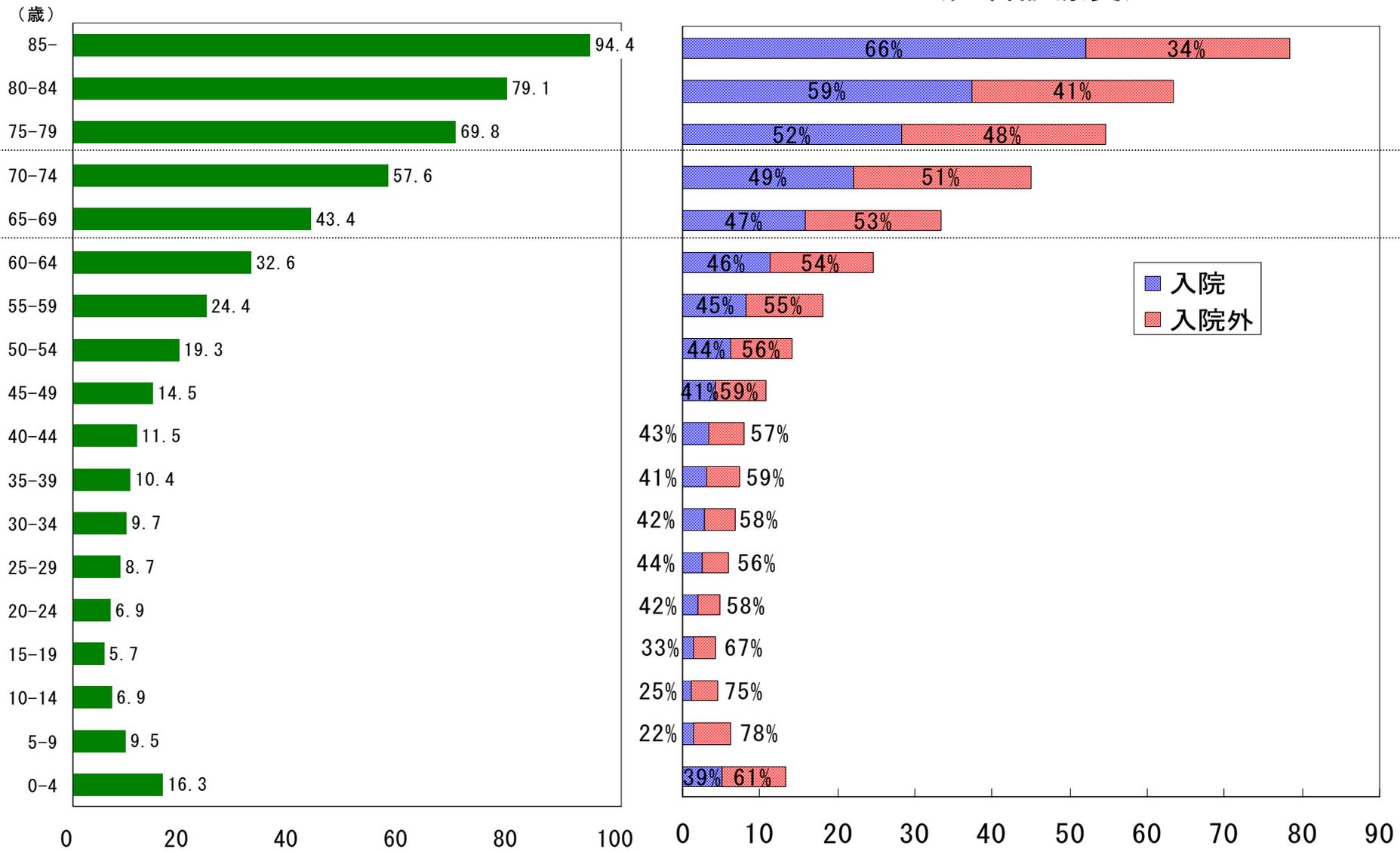


年齢階級別1人当たり医療費(年額)

1人当たり医科診療費を見ると、前期高齢期までは入院より入院外（外来）の方が比率が高いが、後期高齢期に入るとその比率が逆転する。

(医療費計)

(医科診療費)



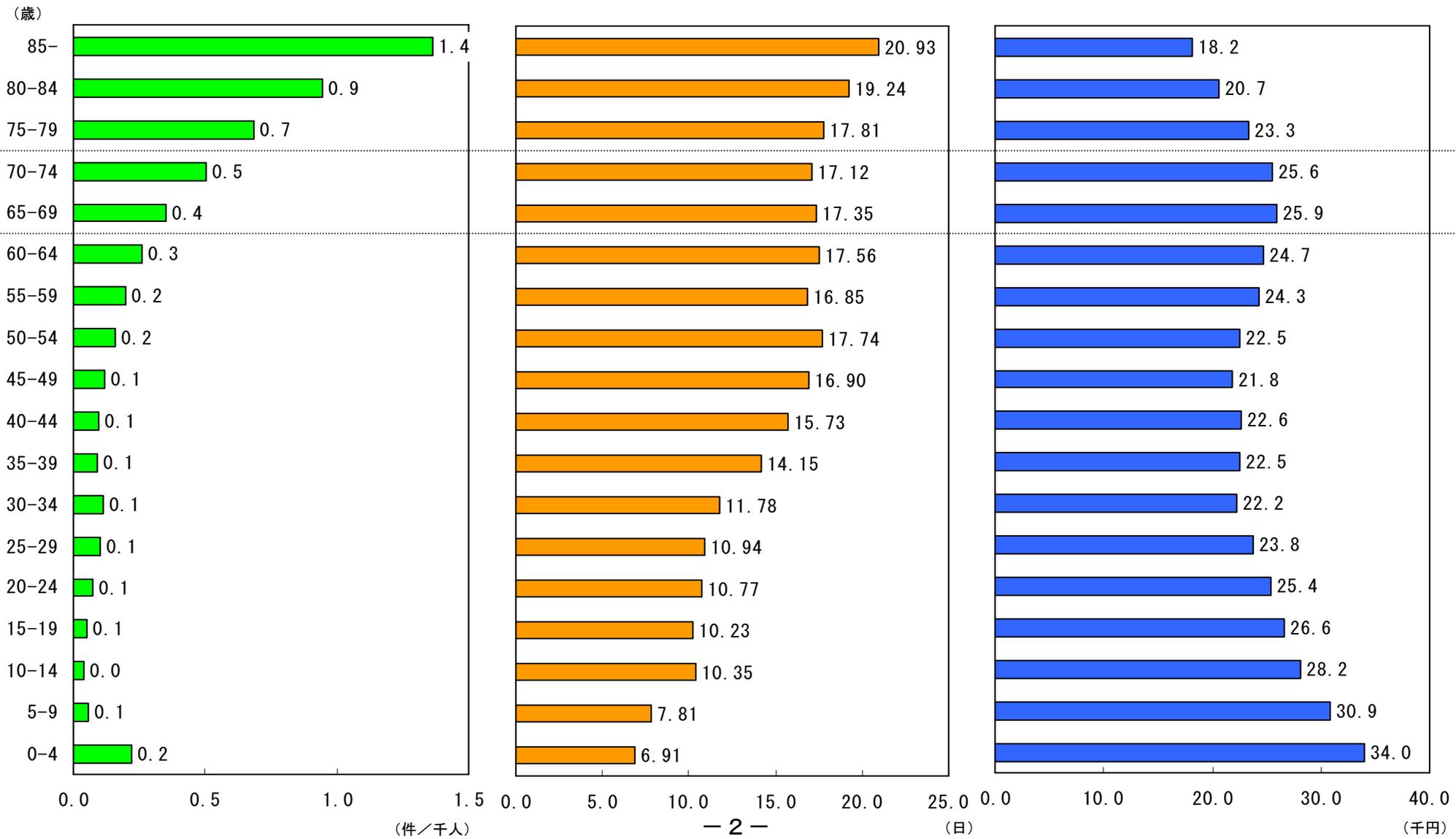
年齢階級別 三要素(入院)

入院医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解して見ると、後期高齢期に入ると受診率が急増するとともに、1件当たり日数が世代間で最も高くなる一方、1日当たり医療費は減少する。

受診率

1件当たり日数

1日当たり医療費



年齢階級別 三要素(入院外)

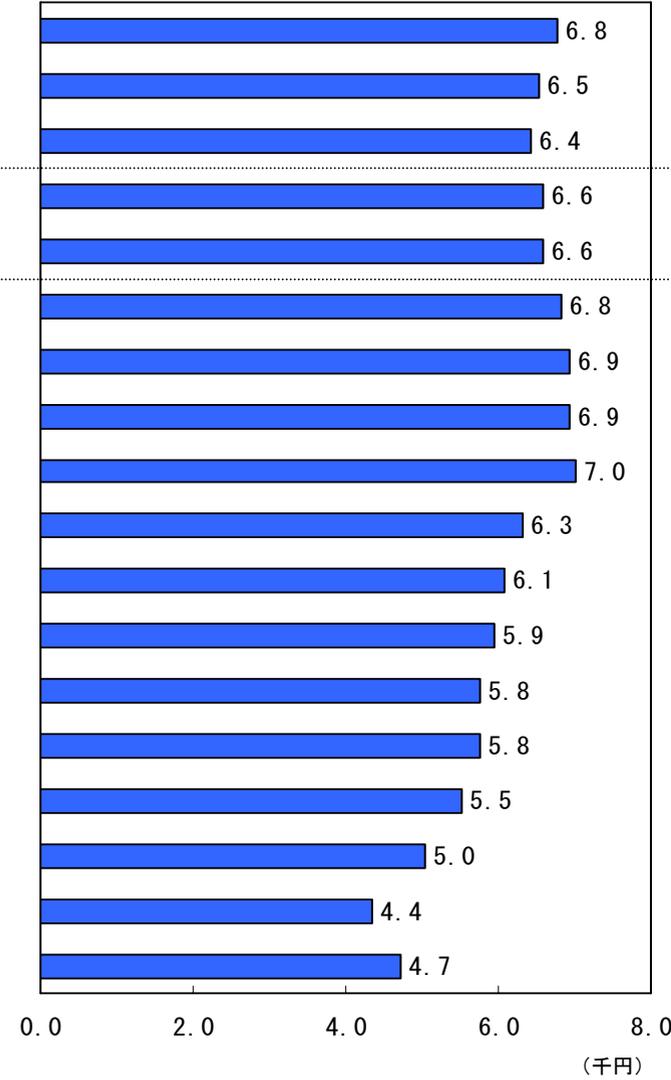
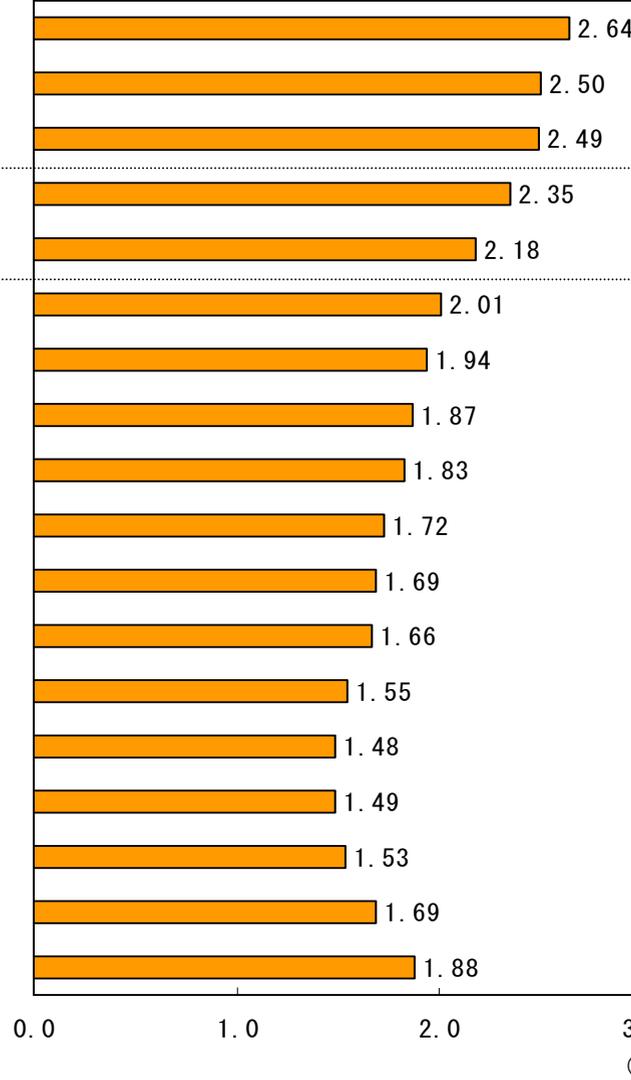
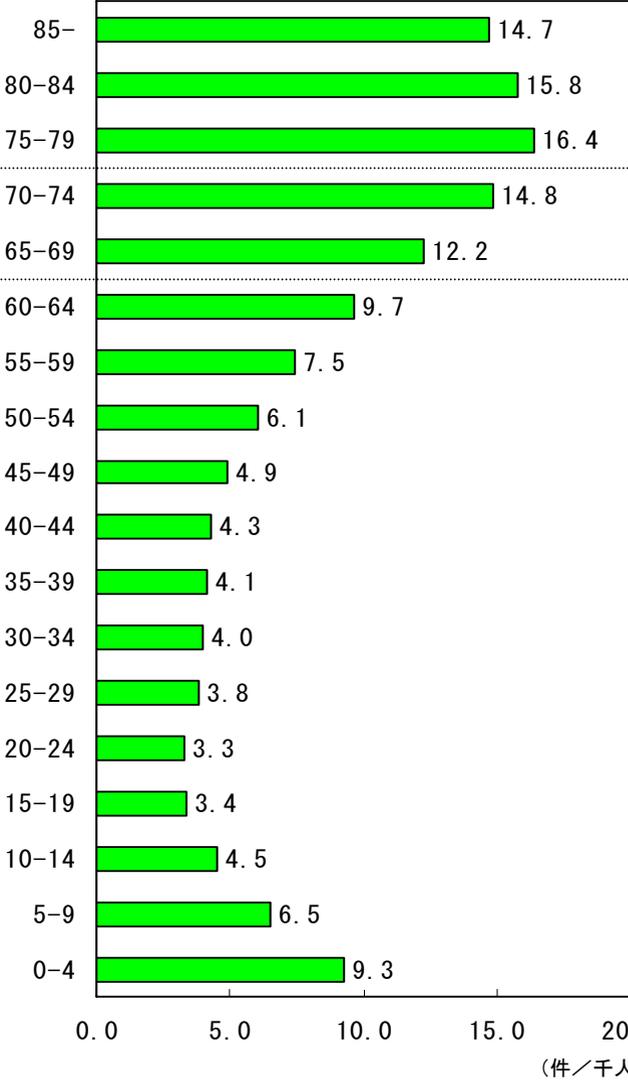
入院外医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解して見ると、年齢が上がるごとに増加していた受診率が、後期高齢期に入ると減少する。

受診率

1件当たり日数

1日当たり医療費

(歳)



国保における所得把握

1. 税制における所得の把握

(1) 公的年金等

公的年金等支払者（社会保険庁等）からの報告により、市町村は公的年金等支払額をすべて把握。

(2) 給与所得

給与支払者（源泉徴収義務者）からの報告により、市町村は給与支払額を把握。ただし、以下の給与については報告されない。

① 年間の給与支払額が30万円以下の者の給与。

② 常時2人以下の家事使用人のみを使用している場合に、当該使用人に対し支払う給与。

(3) 事業所得等

事業者の申告により、市町村は事業所得等を把握。

※ 住民税の非課税限度額以下の者などについては申告の義務が免除されるので、市町村は把握できない。（青色申告等により事業所得等を申告する場合を除く。）

2. 国保における所得の把握

国保制度においては、保険料軽減世帯を確認する等のために、保険料の納付義務者に対し簡易申告をさせている。

国民健康保険料（税）の納付義務者は市町村長に対し世帯に属する被保険者の所得等について申告しなければならない。（国民健康保険条例参考例27条の2、国民健康保険税条例（例）14条）